

議案第13号

調布市介護保険条例及び調布市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月 29 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市介護保険条例及び調布市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(調布市介護保険条例の一部改正)

第1条 調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「第23項」を「第24項」に、「第25項」を「第26項」に改める。

(調布市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 調布市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年調布市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第24項」を「第25項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。